

オープンカウンター方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、オープンカウンター方式により物品の調達又は借受け若しくは役務の調達（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、物品調達等の見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する業者からの見積書により、契約の相手方を決定する方式をいう。

(参加資格等)

第3条 前条の見積合わせに参加できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 「物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成9年10月31日宮城県告示第1275号）に基づき登録されている者であること。
 - (2) 宮城県内に本店又は代表者より入札等に関する権限の委任を受けた者が所属する支店等を有する者であること。
 - (3) 見積合わせ期日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (4) 見積合わせ期日において、本県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。
 - (5) 見積合わせ期日において、本県の入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 2 契約執行者は、別に定めるところにより、見積合わせに参加できる者の条件を附することができる。

(対象となる物品等)

第4条 この要領の対象となる物品調達等は、1件の調達案件に係る予定価格が、規則第107条の3に定める随意契約ができる限度額（ただし、印刷物については300万円）以下で、物品等電子調達システム（以下「システム」という。）を使用して調達するものとする。

(対象外となる物品等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本要領の対象外とすることができる。

- (1) 1件の調達案件に係る予定価格（以下「予定価格」という。）が10万円（ただし、出納局契約課が発注する印刷物については20万円）未満のとき。
- (2) 見本品又は物品等を確認しなければ見積りができないとき。
- (3) やむを得ない理由により、納入期限までの期間が短く、基準となる見積期間が確保できないとき。

- (4) 障害者雇用促進企業、環境配慮事業者及び女性活躍・働き方改革推進事業者等、他者より優遇して調達しようとするとき。
- (5) 発注伝票により事務処理を行うとき。
- (6) オープンカウンター方式による見積合わせを行ったが、見積参加者が無い又は予定価格に達した見積者がいなかったとき。
- (7) 規則第109条第2項に該当する物品調達等をするとき。
- (8) 印刷物において、原版を有し、他の業者に比べ30パーセント以上安価に調達できるとき。
- (9) 第1号から第8号に該当する場合以外で、政令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に基づき随意契約を締結しようとするとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、契約執行者がオープンカウンター方式による調達が不適當であると判断したとき。

(紙見積書によるオープンカウンター方式)

第6条 前条第2号及び第3号の規定によって対象外となった物品等で、契約執行者が適當であると判断した場合は、紙見積書によるオープンカウンター方式により調達することができる。

(調達案件の作成等)

第7条 契約執行者は、調達案件を作成する際、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 物品等登録業者登録分類表の分類が、大きくかけ離れた物品等の混在する調達案件を作成しないこと。
 - (2) 調達しようとする品名、規格、品質、数量、単位、納入期限等を仕様書に記入すること。
 - (3) 仕様書の作成においては、見積参加者が疑義を唱えることが生じないようにすること。
- 2 参加資格者からの、仕様公開前の詳細な照会には応じないこと。

(システムによる見積合わせ)

第8条 システムを使用して行う物品調達等の見積合わせは、原則として週2回（月曜日及び水曜日）とし、見積書の提出期限は、システムにより仕様を公開した日から起算して5日目（閉庁日を除く。）を基準とする。

- 2 見積書の提出はシステムを使用して行うこととし、システム以外による見積書の提出は原則認めないものとする。
- 3 提出した見積書を書換え、引き換え又は撤回することは認めないものとする。
- 4 見積合わせの結果は、全ての見積者に対し、見積合わせ終了後速やかに通知するものとする。

なお、見積決定となるべき同額の見積書が2者以上から提出された場合は、システムの電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

- 5 見積者のシステムによる見積合わせの立会いについては、制限することができる。

(紙による見積合わせ)

第9条 第6条に基づき執行する紙による見積合わせは、随時行うものとする。

- 2 調達案件がある場合は、開札の5日前（閉庁日を除く。）までにシステム等により調達する物品等の品名、規格、品質、数量、単位、納入期限等を公開するものとする。ただし、第5条第3号に該当する場合は、開札の前日まで短縮することができる。

- 3 提出した見積書を書換え、引き換え又は撤回することは認めないものとする。
- 4 見積合わせの結果は、全ての見積者に対し、見積合わせ終了後速やかに通知するものとする。なお、見積決定となるべき同額の見積書が2者以上から提出された場合は、くじにより契約の相手方を決定するものとする。

(落札者がいなかった場合の手続)

第10条 見積合わせで、有効な最低見積価格が予定価格に達しない場合（以下「不調」という。）は、最低の価格をもって見積った者と随意契約の折衝を行うことができる。

- 2 契約執行者の判断により、不調となった調達案件を再度オープンカウンター方式により執行することができる。

(同等品の承認)

第11条 見積参加者は、同等品による見積書提出を希望する場合は、同等品の申請を行い、契約執行者より承認を得た後に見積書を提出するものとし、その申請期限は、仕様を公開した日から起算して3日目（閉庁日を除く。）を基準とする。

- 2 前項により承認を得た同等品の申請内容に、虚偽、錯誤等があり、契約締結後に仕様要件を満たしていない事が判明した場合には、当該仕様書に瑕疵が認められない限り、その一切の責任は契約の相手方に帰属するものとする。

(納入物品の品質)

第12条 仕様書等において特に指定がない場合は、新品を納入するものとする。

(見積書の提出制限)

第13条 契約執行者は、オープンカウンター方式による物品調達等について、仕様を公開する日ごとに、参加資格を有する同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

(無効な見積書)

第14条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 前条で規定した件数を超えて提出された見積書のうち、超えた件数分の見積書。
この場合においては、予定価格の高い調達案件に係る見積書から順に無効とする。
- (2) 仕様書で定める見積書の提出条件に違反して提出された見積書
- (3) 見積合せ完了前に、見積者より錯誤等により見積りをした旨の申し出があった見積書
- (4) 第3条の規定に反して提出された見積書

- 2 次の各号のいずれかに該当する紙見積書は無効とする。

- (1) 記名を欠く見積書
- (2) 金額を訂正した見積書
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- (4) その他オープンカウンター方式の円滑な遂行を妨げる行為等を行った業者が提出した見積書

(契約保証金)

第15条 規則第113条から第115条まで及び第118条の規定は、本要領に基づき執行する物品調達

等について、契約を締結する場合に準用する。

(異議の申立て)

第16条 契約執行者は、見積者から見積書提出後に、この要領、仕様書等についての不明又は錯誤等を理由に異議の申立てがあっても、受け付けないものとする。

附 則

この要領は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 出納局契約課にあっては平成20年3月31日までを、それ以外にあっては平成21年3月31日までを試行期間とし、契約執行者の判断により、本要領によらずに物品等を調達することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 出納局契約課以外にあっては平成21年3月31日までを試行期間とし、契約執行者の判断により、本要領によらずに物品等を調達することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成21年1月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 出納局契約課以外にあっては平成21年3月31日までを試行期間とし、契約執行者の判断により、本要領によらずに物品等を調達することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 物品の借受け及び役務の調達にあっては、平成21年5月31日までを試行期間とし、契約執行者の判断により、本要領によらずに物品等を調達することができる。

附 則

この要領は、平成26年3月20日から施行し、平成26年4月1日以降に公開する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和７年７月１日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第４条の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に見積書を徴するオープンカウンター方式の方法により締結する契約について適用し、施行日前に見積書を徴したオープンカウンター方式の方法により締結する契約については、なお従前の例による。